

# 第15期定時株主総会招集ご通知に際しての インターネット開示事項

新株予約権等の状況

業務の適正を確保するための体制及び

当該体制の運用状況

連結株主資本等変動計算書

連結注記表

株主資本等変動計算書

個別注記表

## 株式会社 S p e e e

法令及び当社定款第15条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト（<https://speeee.jp/ir/>）に掲載することにより、株主の皆さまに提供しております。

## 1. 新株予約権等の状況

(1) 当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として  
交付された新株予約権の状況

| 第5回新株予約権                   |                              |                                             |
|----------------------------|------------------------------|---------------------------------------------|
| 発行決議日                      |                              | 2018年3月27日                                  |
| 新株予約権の数                    |                              | 6,300個(注)1                                  |
| 新株予約権の目的となる株式の種類と数         |                              | 普通株式 315,000株<br>(新株予約権1個につき50株)            |
| 新株予約権の払込金額                 |                              | 新株予約権と引換えに払込は<br>要しない                       |
| 新株予約権の行使に際して出資される<br>財産の価額 |                              | 新株予約権1個当たり 4,200円<br>(1株当たり 84円)            |
| 権利行使期間                     |                              | 2018年3月30日から<br>2028年3月29日まで                |
| 行使の条件                      |                              | (注)2                                        |
| 役員の<br>保有状況                | 取締役<br>(社外取締役及び<br>監査等委員を除く) | 新株予約権の数 500個<br>目的となる株式数 25,000株<br>保有者数 1名 |

(注)1 新株予約権の数

当該新株予約権の数のうち、当社役員に対する付与数は、2,250個であります。

(注)2 行使の条件

- (1) 新株予約権割当日以降新株予約権の行使時まで継続して、当社又は当社関係会社の取締役、従業員及び当社等と継続的な契約関係にある顧問・業務委託先であることを要する。ただし、取締役会が正当な理由があると認めた場合については、この限りではない。
- (2) 新株予約権の相続人による行使を行うことはできない。
- (3) その他の条件については、当社と新株予約権の割当対象者との間で締結した割当契約に定めるところによる。

- (2) 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権  
の状況  
該当事項はありません。

## 2. 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

### (1) 業務の適正を確保するための体制

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制  
その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

#### ① 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- a. 当社では、当社グループ共通の行動指針である「Speee Culture」の中で、法令及びモラルの遵守を謳っており、法令、定款、社内規程等の遵守のみならず、社会規範に沿った責任ある行動をとることを含めて、当社グループの全役職員に対してコンプライアンスの周知徹底及び啓蒙等を行い、コンプライアンス体制の維持及び向上を図ります。
- b. 当社では、「コンプライアンス規程」に基づき、法令違反等の行為についての内部通報制度を設け、法令違反等の行為を未然に防止又は早期発見できる体制を構築するとともに、役職員の法令違反等の行為については、コンプライアンス委員会を設置し適時適切な対応を行い、必要がある場合は弁護士等外部専門家と協力しながら、処分等が適正に行われるよう適切な処置を講じます。
- c. 内部監査室を設置し、「内部監査規程」に基づき、当社グループのコンプライアンスの状況及び業務の適正性に関する内部監査を実施します。内部監査室はその結果を、代表取締役及び監査等委員会に報告しております。

#### ② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- a. 株主総会議事録、取締役会議事録、重要な意思決定に関する文書、その他取締役の職務の執行に係る重要な情報は、経営管理本部を管掌する取締役を担当役員とし、法令及び「文書管理規程」に従い、適切に文書又は電磁的記録により保存・管理します。
- b. 前記の情報は、取締役及び監査等委員が必要に応じていつでも閲覧できる状態を維持するものとします。

#### ③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- a. 当社は、当社グループ共通の行動指針である「Speee Culture」の中で謳っている、迅速なリスク対応の実践を通じて、発生するリスクへ

の迅速かつ適切な対応に努めるとともに、「リスク管理規程」に基づき、経営管理本部を管掌する取締役を担当役員とし、経営管理本部を責任部署とした上で、当社グループ全体における様々なリスクの把握及び評価を行い、諸リスクの管理を図ります。

- b. 内部監査においては、リスク管理の状況を定期的に監査し、その状況を代表取締役及び監査等委員に報告します。また、代表取締役は必要に応じてリスクに関する諮問機関としてリスク管理委員会を開催し、各部門のリスクに対して必要な支援、助言を行います。

#### ④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- a. 取締役会は、当社グループ全体における年度予算及び中期計画を策定し、計画達成に向けて実施すべき具体的な数値目標及びアクションプランを定め、効率的に経営資源の配分を行います。毎月1回取締役会を開催する他、必要に応じて適宜開催し、予実分析を行うことで計画の進捗状況を見極め、随時適切な対応を行うことで、業務の効率性を確保します。
- b. 各取締役の業務執行に関して適切な管掌部門を設定し、「職務権限規程」に基づき効率的な意思決定を図ります。

#### ⑤ 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- a. 当社は、当社グループにおける経営の健全性及び効率性の向上を図るため、各子会社に取締役及び監査等委員を必要に応じて派遣するとともに、当社内に主管部門を定め、子会社と事業運営に関する重要な事項について情報交換及び協議を行います。
- b. 当社は、子会社から定期的に事業の状況に関する報告を受け、適正且つ組織的・効率的な業務執行が行われるよう、助言及び指導を行うとともに、「関係会社管理規程」に基づき、子会社の事業運営に関する重要事項について当社の承認事項とする他、特に重要な事項については当社の取締役会への付議を行います。
- c. 当社グループ間の取引においては、取引の実施及び取引条件の決定等に関して、取引の独立性、客観性及び合理性を確保するように留意します。

**⑥ 監査等委員会がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項**

監査業務について、監査等委員が補助すべき使用人を置く必要があると判断した場合、監査等委員は、補助使用人を指定できるものとします。

**⑦ 上記⑥の使用人の取締役からの独立性に関する事項及び当該使用人に対する監査等委員の指示の実効性の確保に関する事項**

上記⑥で定める補助使用人については、監査等委員の指揮命令下で業務を行い、取締役及び業務執行者からの独立性を確保するとともに、補助使用人の人事異動、人事評価及び懲戒処分等について予め監査等委員の意見を聴取し、これを最大限尊重します。また、補助使用人が監査業務に関し監査等委員から指示を受けたときは、その指示を受けた職務を行うことができるよう、監査等委員の補助使用人に対する指示の実効性を確保します。

**⑧ 取締役及び使用人が監査等委員会に報告するための体制その他の監査等委員への報告に関する事項**

- a. 当社及び子会社の取締役及び使用人は、取締役会に付議する重要な事項と重要な決定事項、重要な会議での決定事項、内部監査の実施状況、その他必要な重要事項を監査等委員に報告するものとします。
- b. 当社及び子会社の取締役及び使用人は、次に定める事項を監査等委員に報告します。
  - ・業務の執行状況
  - ・経営状況のうち重要な事項
  - ・会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事項
  - ・内部監査状況及びリスク管理に関する重要な事項
  - ・法令・定款違反に関する事項
  - ・その他監査等委員がその職務遂行上、報告を受けると判断した事項
- c. 当社及び子会社では、前号に該当する事象を発見した場合には、コンプライアンス規程に基づき内部通報を行うことができる体制を整備しております。

**⑨ 上記⑧の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制**

当社及び子会社は、上記⑧の定めに基づき監査等委員に報告を行った当社及び子会社の取締役及び使用人に対して、当該報告をしたことを理由として、人事上その他一切において不利な取扱いを行うことを禁止します。

**⑩ 監査等委員の職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項**

当社は、監査等委員がその職務の執行について必要な費用の前払等の請求をしたときは、当該請求にかかわる費用が職務の執行に必要なではないと認められる場合を除き、速やかに当該費用又は債務を処理します。

**⑪ その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制**

- a. 監査等委員は、取締役会に出席するほか、代表取締役と定期的にミーティングを行い、会社運営に関する意見及び情報の交換等を行います。
- b. 監査等委員は、内部監査室長と緊密に連携をとり定期的に情報交換を行うものとし、必要に応じて監査法人や弁護士その他外部専門家を活用できるものとします。

**⑫ 財務報告の信頼性を確保するための体制**

当社は、本方針及び別途定める「財務報告に係る内部統制の基本方針」に基づき、財務報告に係る内部統制の整備及び運用を行います。

**⑬ 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方とその整備状況**

- a. 当社は、反社会的勢力対応規程において、「反社会的勢力に対し、毅然とした態度で対応し、いかなる名目の利益供与も行わず、反社会的勢力との関わりを一切持たない」ことを基本方針として掲げております。そして、この方針を実現するため、反社会的勢力排除に関するマニュアルを定め、反社会的勢力に対処するにあたり次の6項目を原則としております。
  - ・取引を含めた一切の関係を遮断すること
  - ・組織として対応すること
  - ・社員並びに当社関係者の安全を第一として対処すること

- ・ 外部の専門機関との連携を図ること
  - ・ 裏取引や資金の提供につながる便宜供与や寄付等は一切行わないこと
  - ・ 有事においては民事とともに刑事告発をも含む法的対応を行うこと
- b. 暴力団追放センターに加盟し、また必要に応じて警察や弁護士等外部の専門機関と連携を取り、反社会的勢力に関する情報収集・社内体制の整備を強化します。
- c. 全国で施行されている暴力団排除条例及び反社会的勢力排除に関するマニュアルに基づき、事業に関わる契約を締結する際には、インターネットその他の手段を通じて取引先が反社会的勢力ではないことの確認に努めております。
- d. 契約を締結する際には暴力団排除条例に則り、反社会的勢力又はそれらに関わりのある者でないことを約し、相手方がこれに違反した場合には、金銭の負担なく一方的に契約を解除できる旨と共に損害賠償請求ができる旨を契約書面にて約すことを義務付けております。
- e. 役員又は従業員の雇用にあたり、入社時に被採用者自らが反社会的勢力等でないことを宣誓させております。

## (2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社では、上記に掲げた内部統制システムを整備しておりますが、その基本方針に基づき以下の具体的な取組みを行っております。

### ① 取締役の職務の執行について

当事業年度において、取締役会を19回開催しており、取締役及び監査等委員が出席し、法令、定款及び取締役会規程等に定められた事項の審議・決定並びに取締役の業務執行状況の監督・監視を行いました。

### ② リスク管理及びコンプライアンス体制について

リスク管理について、「リスク管理規程」を制定し、全社的なリスク管理体制の強化を図り、代表取締役及び各管掌取締役並びに執行役員、各部署長が日常業務を通じて、潜在的なリスクに対して注意を払い、リスクの早期発見と、顕在化しているリスクについてはその影響を分析し、リスクの評価、対策等、広範なリスク管理に関し協議を行い、具体的な対応を検討しております。

コンプライアンス体制について、「コンプライアンス規程」を定め、同

規程の下で全社的なコンプライアンス体制の強化・推進を目的に代表取締役のもと、取締役並びに監査等委員及び執行役員と各部部长で法令遵守について都度確認、啓蒙し、各部部长がそれぞれの管掌部門に周知徹底させる形でコンプライアンスの意識向上を図っております。また内部通報制度として「コンプライアンス相談窓口」を外部の法律事務所、監査等委員及び法務労務部に設置し、組織的又は個人的な法令違反いし不正行為に関する通報等について、適正な処理の仕組みを定めることにより、不正行為等による不祥事の防止及び早期発見を図っております。

### ③ 監査等委員の職務の執行について

当事業年度において、監査等委員会を17回開催しており、経営の適法性、適正性、コンプライアンスに関して幅広く意見交換、審議、検証し、適宜経営に対して助言や提言を行いました。

監査等委員は、取締役会のほか、経営会議など重要な会議に出席するだけでなく、当社グループの取締役と面談を実施し、リスクマネジメント、コンプライアンス全般に関する監査および助言を行うことにより、各取締役の職務執行について、厳正な監視を実施致しました。

## 連結株主資本等変動計算書

(2021年10月 1 日から)  
(2022年 9 月30日まで)

(単位：千円)

|                                 | 株 主 資 本   |                |              |         |                |
|---------------------------------|-----------|----------------|--------------|---------|----------------|
|                                 | 資 本 金     | 資 本 金<br>剰 余 金 | 利 益<br>剰 余 金 | 自 己 株 式 | 株 主 資 本<br>合 計 |
| 当 期 首 残 高                       | 1,371,572 | 1,361,582      | 2,113,893    | △192    | 4,846,856      |
| 当 期 変 動 額                       |           |                |              |         |                |
| 新 株 の 発 行                       | 5,220     | 5,220          |              |         | 10,441         |
| 親会社株主に帰属する<br>当 期 純 利 益         |           |                | 1,082,511    |         | 1,082,511      |
| 自 己 株 式 の 取 得                   |           |                |              | △281    | △281           |
| 株主資本以外の項目の<br>当 期 変 動 額 ( 純 額 ) |           |                |              |         | —              |
| 当 期 変 動 額 合 計                   | 5,220     | 5,220          | 1,082,511    | △281    | 1,092,671      |
| 当 期 末 残 高                       | 1,376,792 | 1,366,802      | 3,196,404    | △473    | 5,939,527      |

|                                 | その他の包括利益累計額      |                                 | 新株予約権 | 純資産合計     |
|---------------------------------|------------------|---------------------------------|-------|-----------|
|                                 | その他有価証券<br>評価差額金 | そ の 他 の<br>包 括 利 益<br>累 計 額 合 計 |       |           |
| 当 期 首 残 高                       | 0                | 0                               | 959   | 4,847,816 |
| 当 期 変 動 額                       |                  |                                 |       |           |
| 新 株 の 発 行                       |                  |                                 |       | 10,441    |
| 親会社株主に帰属する<br>当 期 純 利 益         |                  |                                 |       | 1,082,511 |
| 自 己 株 式 の 取 得                   |                  |                                 |       | △281      |
| 株主資本以外の項目の<br>当 期 変 動 額 ( 純 額 ) | 145              | 145                             | △248  | △103      |
| 当 期 変 動 額 合 計                   | 145              | 145                             | △248  | 1,092,567 |
| 当 期 末 残 高                       | 145              | 145                             | 710   | 5,940,383 |

## 連結注記表

### 1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

#### (1) 連結の範囲に関する事項

##### ① 連結子会社の状況

- ・ 連結子会社の数 3 社
- ・ 連結子会社の名称  
株式会社Datachain  
株式会社Velocity  
株式会社ThinQ Healthcare

##### ② 非連結子会社の状況

- ・ 非連結子会社の数 2 社
- ・ 非連結子会社の名称  
時価発行新株予約権信託（信託B）  
時価発行新株予約権信託（信託C）

#### (2) 持分法の適用に関する事項

##### ① 持分法を適用した非連結子会社の状況

該当事項はありません。

##### ② 持分法を適用していない非連結子会社の状況

- ・ 主要な会社等の名称  
時価発行新株予約権信託（信託B）  
時価発行新株予約権信託（信託C）
- ・ 持分法を適用しない理由

持分法を適用していない非連結子会社は、それぞれ当期純損益及び利益剰余金等に及ぼす影響が軽微であり、かつ全体としても重要性がないため、持分法の適用から除外しております。

#### (3) 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の決算日は、連結会計年度と一致しております。

#### (4) 会計方針に関する事項

##### ① 重要な資産の評価基準及び評価方法

その他有価証券

- ・市場価格のない株式等

移動平均法による原価法を採用しております。

なお、投資事業有限責任組合等への出資（金融商品取引法第2条第2項により有価証券とみなされるもの）については、組合契約に規定される決算報告日に応じて入手可能な最近の決算書を基礎とし、持分相当額を純額で取り込む方法によっております。

- ・市場価格のない株式等以外のもの

時価法を採用し、評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております。

##### ② 重要な減価償却資産の減価償却の方法

###### a. 有形固定資産

主に定率法を採用しております。但し、2016年4月1日以降に取得した建物附属設備については定額法によっております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物附属設備                      3年～17年

工具、器具及び備品              4年～15年

###### b. 無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における見込利用可能期間（5年以内）に基づいております。

##### ③ 重要な引当金の計上基準

###### a. 貸倒引当金

債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

###### b. 賞与引当金

従業員の賞与の支給に備えるため、当連結会計年度末における支給見込額に基づき計上しております。

##### ④ 重要な収益及び費用の計上基準

当社グループの顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における、主要な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

### (不動産DX事業)

不動産DX事業においては、主にテクノロジーを活用したDXソリューションとして、ユーザーと顧客のマッチングプラットフォームを運営しており、マッチングプラットフォームにて、契約条件に基づいて、顧客にユーザーを紹介するサービスを提供しております。このようなサービスについては、契約に定められたサービスの提供が完了した時点で収益を認識しております。

### (マーケティングDX事業)

#### ・コンサルティングサービス

データ分析等を基にしたSEOコンサルティング、データを活用したマーケティングコンサルティング、事業戦略立案や新規サービス企画等のDXコンサルティング業務を行っております。このようなサービスの提供については、履行義務が一時点で充足される場合には、サービスの提供終了時点において収益を認識しております。また、履行義務が一定の期間において充足される場合には、履行義務の充足に従い、一定の期間にわたり収益を認識しており、履行義務の充足にかかる進捗度を合理的に見積ることにより収益を認識しております。

#### ・広告運用

広告運用業務においては、主に広告媒体に顧客の広告を掲載配信する業務を行っております。このようなサービスの提供については、履行義務の充足に従い、一定の期間にわたり収益を認識しており、履行義務の充足にかかる進捗度を合理的に見積ることにより収益を認識しております。なお、当社グループの役割が代理人に該当する取引については、顧客から受け取る対価の総額から関連する原価を控除した純額を収益として認識しております。

## 2. 会計方針の変更に関する注記

(収益認識に関する会計基準等の適用)

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。)等を当連結会計年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することといたしました。これにより、従来、顧客から受け取る対価の総額を売上高として計上していましたが、当社グループの役割が代理人に該当する取引については、顧客から受け取る対価の総額から関連する原価を控除した純額を売上高として表示するこ

とになります。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、当連結会計年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、当連結会計年度の期首の利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しております。ただし、収益認識会計基準第86項に定める方法を適用し、当連結会計年度の期首より前までに従前の取扱いに従ってほとんどすべての収益の額を認識した契約に、新たな会計方針を遡及適用しておりません。

この結果、従前の会計処理と比較して、当連結会計年度の売上高及び売上原価は3,157,768千円減少しておりますが、営業利益、経常利益及び税金等調整前当期純利益には影響はありません。また、利益剰余金期首残高に与える影響はありません。

(時価算定に関する会計基準等の適用)

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。)等を当連結会計年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月4日)第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することとしております。これにより、未上場投資先の新株予約権は、従来、取得価額をもって貸借対照表価額としておりましたが、当連結会計年度の期首から時価をもって貸借対照表価額とし、生じた評価差額は全部純資産直入法による会計処理を採用しております。

### 3. 表示方法の変更に関する注記

該当事項はありません。

### 4. 会計上の見積りに関する注記

貸倒引当金

(1) 連結計算書類に計上した金額

連結会計年度の連結貸借対照表において、受取手形及び売掛金2,211,319千円が計上されている。このうち1,450,622千円は、不動産DX事業に関するものであり、これに対する貸倒引当金が97,455千円計上しております。

## (2) 識別した項目に係る会計上の見積りの内容に関する情報

### ①算出方法

債権の貸倒れによる損失に備えるため、営業債権を一般債権、貸倒懸念債権等の特定の債権に区分し、売上債権の入金管理や回収予定表を用いた債権の年齢管理等により、一般債権と貸倒懸念債権等の特定の債権の金額を把握しております。貸倒引当金は、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し計上しております。

### ②主要な仮定

一般債権に係る貸倒引当金は、一般債権に過去の貸倒実績率を乗じて算定しているため、将来の貸倒実績率は過去の貸倒実績率に近似するという仮定のもと計算しております。また、貸倒懸念債権等特定の債権の回収可能性の評価にあたっては、滞留期間や債務者の財政状態、あるいは債務者との返済交渉の状況など、様々な要因を総合的に勘案して債権の回収可能性を評価しております。

### ③翌連結会計年度の連結計算書類に与える影響

上記の見積りは現時点の最善の見積りであるものの、債務者の財政状況の評価や売上債権の滞留状況を含む回収可能性の検討については、経営者の判断を伴います。不動産DX事業の売上は、リフォーム業者や不動産業者など非上場企業や個人等に対するものが多数であり、上場企業に比べて入手可能な情報に制限があることから、債権の回収可能性の評価にあたっては経営者の主観的な判断による程度が大きいことから、翌連結会計年度の連結財務諸表における貸倒引当金の計上金額に影響を及ぼす可能性があります。

## 5. 連結貸借対照表に関する注記

- (1) 有形固定資産の減価償却累計額 171,205千円

## 6. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

- (1) 当連結会計年度の末日における発行済株式の種類及び総数  
普通株式 10,221,800株
- (2) 当連結会計年度の末日における新株予約権（権利行使期間の初日が到来していないものを除く。）の目的となる株式の種類及び数  
普通株式 45,100株

## 7. 金融商品に関する注記

### (1) 金融商品の状況に関する事項

#### ① 金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金運用及び調達方針として、計画的かつ効率的な運用と調達を実現し、財務費用の低減と財政基盤の強化を図ることを目的としております。資金運用については、短期的な預金、投資有価証券及び投資事業組合に対する出資等により行うこととしております。資金調達については、銀行等金融機関からの借入を中心に資金を調達しております。

#### ② 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である受取手形及び売掛金については、取引先の信用リスクに晒されております。このリスクに対して、当社グループは、社内規程に従い、取引先の状況を定期的に確認し、取引先ごとに財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握やリスク軽減を図っております。投資有価証券については、主に事業上の関連を有する企業の株式及び投資事業組合に対する出資金であり、信用リスクに晒されておりますが、定期的に発行体及び投資事業組合の財務状況を把握しております。

営業債務である買掛金、未払金については、全てが1年以内の支払期日であります。

借入金については、運転資金であり、支払金利の変動リスクに晒されておりますが、一部の借入金に対しては金利を固定化することによりリスク回避を行っております。

また、営業債務や借入金は、流動性リスクに晒されておりますが、当社グループでは、月次資金繰表を作成した上で、日次で入出金の確認を行い、流動性リスクの軽減を図っております。

#### ③ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれています。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2022年9月30日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。また、現金は注記を省略しており、預金、受取手形、売掛金、未払金は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。

|               | 連結貸借対照表計上額<br>(千円) | 時価<br>(千円) | 差額<br>(千円) |
|---------------|--------------------|------------|------------|
| (1) 投資有価証券    | 30,000             | 30,000     | －          |
| 資産計           | 30,000             | 30,000     | －          |
| (1) 長期借入金(※1) | 823,512            | 822,916    | △595       |
| 負債計           | 823,512            | 822,916    | △595       |

(※1) 1年内返済予定の長期借入金については、長期借入金に含めております。

(※2) 市場価格のない株式等及び連結貸借対照表に持分相当額を純額で計上する組合その他これに準ずる事業体への出資については(1)投資有価証券には含まれておりません。

| 区分           | 連結貸借対照表計上額 (千円) |
|--------------|-----------------|
| 非上場株式        | 19,998          |
| 投資事業有限責任組合出資 | 12,259          |
| 匿名組合出資       | 54,292          |

(3) 金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産または負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合に

は、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

① 時価をもって連結貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債

(単位：千円)

| 区分     | 時価   |      |        |        |
|--------|------|------|--------|--------|
|        | レベル1 | レベル2 | レベル3   | 合計     |
| 投資有価証券 |      |      | 30,000 | 30,000 |

② 時価をもって連結貸借対照表計上額としない金融資産及び金融負債

(単位：千円)

| 区分    | 時価   |         |      |         |
|-------|------|---------|------|---------|
|       | レベル1 | レベル2    | レベル3 | 合計      |
| 長期借入金 |      | 822,916 |      | 822,916 |

(注)時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明  
投資有価証券

非上場株式の新株予約権であり、投資時期と連結会計年度末が近く、時価と帳簿価額が近似すると考えて帳簿価額をもって時価としており、レベル3の時価に分類しております。

長期借入金（1年内返済予定の長期借入金を含む）

帳簿価額と時価がほぼ同額であるとみなされる変動金利付債務を除く1年内返済予定の長期借入金及び長期借入金は、リスクフリーレートや信用スプレッドを加味した割引率のインプットを用いて、割引キャッシュ・フロー法で測定しており、インプットの観察可能性および重要性に応じてレベル2に分類しております。

## 8. 収益認識に関する注記

(1) 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位：千円)

|                    | 報告セグメント   |           |            | その他<br>(注) | 合計         |
|--------------------|-----------|-----------|------------|------------|------------|
|                    | 不動産<br>DX | マーケティングDX | 計          |            |            |
| 一時点で移転されるサービス      | 6,852,410 | 943,805   | 7,796,215  | －          | 7,796,215  |
| 一定の期間にわたり移転されるサービス | －         | 3,377,294 | 3,377,294  | 65,326     | 3,442,620  |
| 顧客との契約から生じる収益      | 6,852,410 | 4,321,099 | 11,173,509 | 65,326     | 11,238,835 |
| その他の収益             | －         | －         | －          | －          | －          |
| 外部顧客への売上高          | 6,852,410 | 4,321,099 | 11,173,509 | 65,326     | 11,238,835 |

(2) 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

収益を理解するための基礎となる情報は「1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等 (4) 会計方針に関する事項 重要な収益及び費用の計上基準」に記載のとおりです。

## 9. 1株当たり情報に関する注記

- |                |         |
|----------------|---------|
| (1) 1株当たり純資産額  | 581円09銭 |
| (2) 1株当たり当期純利益 | 106円30銭 |

## 10. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

## 11. その他の注記

該当事項はありません。

## 株主資本等変動計算書

(2021年10月 1 日から)  
(2022年 9 月30日まで)

(単位：千円)

|                                | 株 主 資 本   |           |           |                     |           |      |           |
|--------------------------------|-----------|-----------|-----------|---------------------|-----------|------|-----------|
|                                | 資 本 金     | 資 本 剰 余 金 |           | 利 益 剰 余 金           |           | 自己株式 | 株主資本合計    |
|                                |           | 資本準備金     | 資本剰余金合計   | その他利益剰余金<br>繰越利益剰余金 | 利益剰余金合計   |      |           |
| 当 期 首 残 高                      | 1,371,572 | 1,361,582 | 1,361,582 | 2,113,294           | 2,113,294 | △192 | 4,846,256 |
| 当 期 変 動 額                      |           |           |           |                     |           |      |           |
| 新 株 の 発 行                      | 5,220     | 5,220     | 5,220     |                     |           |      | 10,441    |
| 当 期 純 利 益                      |           |           |           | 1,081,738           | 1,081,738 |      | 1,081,738 |
| 自己株式の取得                        |           |           |           |                     |           | △281 | △281      |
| 株主資本以外の<br>項目の当期変動額<br>( 純 額 ) |           |           |           |                     |           |      | —         |
| 当期変動額合計                        | 5,220     | 5,220     | 5,220     | 1,081,738           | 1,081,738 | △281 | 1,091,898 |
| 当 期 末 残 高                      | 1,376,792 | 1,366,802 | 1,366,802 | 3,195,032           | 3,195,032 | △473 | 5,938,155 |

|                                | 評 価 ・ 換 算 差 額 等  |                        | 新 株 予 約 権 | 純 資 産 合 計 |
|--------------------------------|------------------|------------------------|-----------|-----------|
|                                | その他有価証券<br>評価差額金 | 評 価 ・ 換 算<br>差 額 等 合 計 |           |           |
| 当 期 首 残 高                      | 0                | 0                      | 959       | 4,847,216 |
| 当 期 変 動 額                      |                  |                        |           |           |
| 新 株 の 発 行                      |                  |                        |           | 10,441    |
| 当 期 純 利 益                      |                  |                        |           | 1,081,738 |
| 自己株式の取得                        |                  |                        |           | △281      |
| 株主資本以外の<br>項目の当期変動額<br>( 純 額 ) | 145              | 145                    | △248      | △103      |
| 当期変動額合計                        | 145              | 145                    | △248      | 1,091,794 |
| 当 期 末 残 高                      | 145              | 145                    | 710       | 5,939,011 |

## 個別注記表

### 1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

#### (1) 有価証券の評価基準及び評価方法

##### ① 子会社株式

移動平均法による原価法を採用しております。

##### ② その他有価証券

・市場価格のない株式等

移動平均法による原価法を採用しております。

なお、投資事業有限責任組合等への出資（金融商品取引法第2条第2項により有価証券とみなされるもの）については、組合契約に規定される決算報告日に応じて入手可能な最近の決算書を基礎とし、持分相当額を純額で取り込む方法によっております。

・市場価格のない株式等以外のもの

時価法を採用し、評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております。

#### (2) 固定資産の減価償却の方法

##### ① 有形固定資産

主に定率法を採用しております。但し、2016年4月1日以降に取得した建物附属設備については定額法によっております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

|        |        |
|--------|--------|
| 建物附属設備 | 3年～17年 |
|--------|--------|

|           |        |
|-----------|--------|
| 工具、器具及び備品 | 4年～15年 |
|-----------|--------|

##### ② 無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における見込利用可能期間（5年以内）に基づいております。

#### (3) 引当金の計上基準

##### ① 貸倒引当金

債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

## ② 賞与引当金

従業員の賞与の支給に備えるため、当事業年度末における支給見込額に基づき計上しております。

## (4) 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

## (5) 重要な収益及び費用の計上基準

当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における、主要な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

### (不動産DX事業)

不動産DX事業においては、主にテクノロジーを活用したDXソリューションとして、ユーザーと顧客のマッチングプラットフォームを運営しており、マッチングプラットフォームにて、契約条件に基づいて、顧客にユーザーを紹介するサービスを提供しております。このようなサービスについては、契約に定められたサービスの提供が完了した時点で収益を認識しております。

### (マーケティングDX事業)

#### ・コンサルティングサービス

データ分析等を基にしたSEOコンサルティング、データを活用したマーケティングコンサルティング、事業戦略立案や新規サービス企画等のDXコンサルティング業務を行っております。このようなサービスの提供については、履行義務が一時点で充足される場合には、サービスの提供終了時点において収益を認識しております。また、履行義務が一定の期間において充足される場合には、履行義務の充足に従い、一定の期間にわたり収益を認識しており、履行義務の充足にかかる進捗度を合理的に見積ることにより収益を認識しております。

#### ・広告運用

広告運用業務においては、主に広告媒体に顧客の広告を掲載配信する業務を行っております。このようなサービスの提供については、履行義務の充足に従い、一定の期間にわたり収益を認識しており、履行義務の充足にかかる進捗度を合理的に見積ることにより収益を認識しております。なお、当社の役割が代理人に該当する取引については、顧客から受け取る対価の総額から関連する原価を控除した純額を収益として認識しております。

## 2. 会計方針の変更に関する注記

(収益認識に関する会計基準等の適用)

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することといたしました。これにより、従来、顧客から受け取る対価の総額を売上高として計上しておりましたが、当社の役割が代理人に該当する取引については、顧客から受け取る対価の総額から関連する原価を控除した純額を売上高として表示することになります。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、当事業年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、当事業年度の期首の利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しております。ただし、収益認識会計基準第86項に定める方法を適用し、当事業年度の期首より前までに従前の取扱いに従ってほとんどすべての収益の額を認識した契約に、新たな会計方針を遡及適用していません。

この結果、従前の会計処理と比較して、当事業年度の売上高及び売上原価は3,157,768千円減少しておりますが、営業利益、経常利益及び税金等調整前当期純利益には影響はありません。また、利益剰余金期首残高に与える影響はありません。

(時価算定に関する会計基準等の適用)

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月4日)第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することとしております。これにより、未上場投資先の新株予約権は、従来、取得価額をもって貸借対照表価額としておりましたが、当事業年度の期首から時価をもって貸借対照表価額とし、生じた評価差額は全部純資産直入法による会計処理を採用しております。

## 3. 表示方法の変更に関する注記

該当事項はありません。

#### 4. 会計上の見積りに関する注記

##### 貸倒引当金

##### (1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

当事業年度の貸借対照表において、受取手形及び売掛金2,210,606千円が計上されている。このうち1,450,622千円は、不動産DX事業に関するものであり、これに対する貸倒引当金が97,455千円計上しております。

##### (2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

連結注記表の「4. 会計上の見積りに関する注記 (2)識別した項目に係る会計上の見積りの内容に関する情報」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

#### 5. 貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額 170,632千円

(2) 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務

① 短期金銭債権 216,966千円

② 長期金銭債権 820,000千円

#### 6. 損益計算書に関する注記

##### 関係会社との取引高

営業取引以外の取引高 29,423千円

#### 7. 株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度の末日における自己株式の種類及び数

| 株式の種類 | 当事業年度期首<br>株式数 (株) | 当事業年度増加<br>株式数 (株) | 当事業年度減少<br>株式数 (株) | 当事業年度末<br>株式数 (株) |
|-------|--------------------|--------------------|--------------------|-------------------|
| 普通株式  | 50                 | 72                 | —                  | 122               |
| 合計    | 50                 | 72                 | —                  | 122               |

(変動事由の概要)

普通株式の自己株式の増加72株は、単元未満株式の買取りによるものであります。

## 8. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

|                |            |
|----------------|------------|
| 繰延税金資産         |            |
| 貸倒引当金          | 286,546千円  |
| 賞与引当金          | 56,676千円   |
| 未払費用           | 6,888千円    |
| 未払事業税          | 25,542千円   |
| 減価償却超過額        | 29,758千円   |
| 一括償却資産         | 7,689千円    |
| 資産除去債務         | 22,523千円   |
| 関係会社株式評価損      | 142,304千円  |
| その他            | 8,962千円    |
| 繰延税金資産小計       | 586,892千円  |
| 評価性引当額         | △424,066千円 |
| 繰延税金資産合計       | 162,826千円  |
| 繰延税金負債         |            |
| 資産除去債務に対する除去費用 | 18,056千円   |
| その他            | 64千円       |
| 繰延税金負債合計       | 18,121千円   |
| 繰延税金資産の純額      | 144,704千円  |

## 9. 関連当事者との取引に関する注記

### (1) 子会社及び関連会社等

| 種 類 | 会社等の名称                 | 議決権等の所有<br>(被所有) 割合 | 関連当事者<br>との 関 係 | 取 引 内 容       | 取引金額<br>(千円) | 科 目              | 期末残高<br>(千円) |
|-----|------------------------|---------------------|-----------------|---------------|--------------|------------------|--------------|
| 子会社 | (株)Datachain           | 所有<br>直接 100.0%     | 役員の兼任           | 利息の受取         | 3,499        | 短期貸付金<br>( 注 3 ) | 9,847        |
|     |                        |                     |                 | —             | —            | 長期貸付金<br>( 注 3 ) | 700,000      |
|     |                        |                     |                 | —             | —            | その他流動<br>資 産     | 793          |
| 子会社 | (株)ThinQ<br>Healthcare | 所有<br>直接 100.0%     | 資金の貸付<br>役員の兼任  | 資金の貸付<br>(注1) | 200,000      | 短期貸付金<br>( 注 4 ) | 204,435      |
|     |                        |                     |                 | 利息の受取         | 1,263        | 長期貸付金<br>( 注 4 ) | 120,000      |
|     |                        |                     |                 | —             | —            | その他流動<br>資 産     | 636          |

#### 取引条件及び取引条件の決定方針等

- (注) 1. 子会社に対する資金の貸付については、市場金利を勘案して決定しており、返済条件は期間1年、期日一括返済としております。なお、担保は受け入れておりません。
2. 取引金額には消費税等が含まれておりません。期末残高には消費税等を含めております。
3. 短期貸付金及び長期貸付金に対し、652,332千円の貸倒引当金を計上しております。また当事業年度において91,407千円の貸倒引当金繰入額を営業外費用に計上しております。
4. 短期貸付金及び長期貸付金に対し、181,497千円の貸倒引当金を計上しております。また当事業年度において118,643千円の貸倒引当金繰入額を営業外費用に計上しております。

### (2) 役員及び個人主要株主等

該当事項はありません。

## 10. 収益認識に関する注記

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、「1. 重要な会計方針に係る事項に関連する注記 (5)重要な収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

## 11. 1株当たり情報に関する注記

|                |         |
|----------------|---------|
| (1) 1株当たり純資産額  | 580円95銭 |
| (2) 1株当たり当期純利益 | 106円22銭 |

## 12. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

## 13. その他の注記

該当事項はありません。